

2011年5月11日

## 東日本大震災からの地域医療再生に向けての日本医師会の要望 地域医療再生基金の活用について

社団法人 日本医師会

今回の東日本大震災による被災地の医療の再生、復興支援のためには、大規模な予算措置が求められる。日本医師会は、その一環として、地域医療再生基金の活用の見直しと、新たな基金の創設を要望する。

### 日本医師会の要望

#### 1. 地域医療再生基金の柔軟な活用

- (1) 被災地の県に対しては、交付上限額を超えて十分な財源を投入すること。
- (2) 被災地の県においては、対象地域の医療圏に限定せず、また事業内容が限定されることなく、柔軟に個別の医療機関に対する復興支援に活用できるようにすること。

#### 2. 被災地の医療の復興と全国の医療機関の防災対策のための基金の創設

- (1) 地域医療の確実な再生を図るため、相当の予算規模を確保し、かつ中長期的な期間にわたり活用できるようにすること。
- (2) 被災地以外の都道府県においても、防災対策のために活用できるようにすること。

## (参考)

地域医療再生基金の活用例 - 被災地の要望を踏まえた日本医師会の提案

被災地において医療従事者を確保するための費用（生活支援を含む）

被災地に派遣する医師確保のための費用

被災地の医療機関に勤務する従事者に対する特別手当、住宅整備や住宅手当

被災地の医療機関から臨時診療所等へ出務する際の手当および自院の休業補償

医療機関の建物の再建・修繕、医療機器・器具および医薬品・医療材料の再取得にかかる費用（廃棄費用を含む）

被災地や避難による人口急増地域、新たに建設されるコミュニティに医師会等が開設・運営する（仮設）診療所・病院の費用

被災地等の医療連携のための情報システム整備費用

被災地の患者受入れ、被災医療機関の後方支援のため、一時的に機能を拡充、転換する医療機関の整備費用（被災地においては地域医療計画にこだわらず、当面の間、柔軟な体制をとることができるようにする）

診療再開が困難な医療機関の医師の再就職支援（医師バンク等）

その他

## 地域医療再生基金（平成 22 年度）

地域：三次医療圏

事業：都道府県が、医師会等関係団体や市町村等の関係者の意見を聴いた上で、高度・専門医療機関等の整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化などの施策について定める地域医療再生計画に基づく。

期間：平成 25 年度までの 4 年間

予算：2,100 億円

基礎額 15 億円 × 52 地域 = 780 億円、 加算額 1,320 億円

交付上限は 120 億円（基礎額・加算額）